

# 虐待防止指針

---

## 就労継続支援 B 型事業所 クルハウス

### 1. 目的

本指針は、利用者の尊厳及び権利を擁護し、虐待の発生及び再発を防止するとともに、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合に、迅速かつ適切に対応するための基本的事項を定める。

### 2. 基本方針

- 利用者の意思及び人格を尊重し、本人中心の支援を行う。
- 虐待を決して容認せず、不適切な支援を早期に把握し改善する。
- 職員が相談・報告しやすい職場環境を整える。
- 虐待が疑われる場合は、事業所内だけで抱え込まず、市町村等への通報を含め適切に対応する。
- 通報・相談した職員や利用者等に不利益な取扱いを行わない。

### 3. 虐待の種類

- 身体的虐待：暴力、不要な身体拘束その他身体に苦痛を与える行為。
- 性的虐待：本人が同意していない性的行為又はその強要。
- 心理的虐待：暴言、威圧、侮辱、無視その他精神的苦痛を与える行為。
- 放棄・放置（ネグレクト）：必要な支援を怠るなど、生活環境や心身状態を悪化させる行為。
- 経済的虐待：本人の財産や金銭を不当に使用し、又は本人が使用することを不当に制限する行為。

### 4. 虐待防止責任者

虐待防止責任者は、管理者 鳥山 晃とする。責任者は、虐待防止委員会の運営、職員研修、相談・報告体制の整備、事案発生時の初動対応等を行う。

### 5. 虐待防止委員会

虐待の発生及び再発防止のための対策を検討する虐待防止委員会を年 1 回以上開催する。必要がある場合は随時開催する。

委員会では、虐待防止の取組状況、ヒヤリハットや不適切支援の事例、職員のストレスや支援体制、研修内容、再発防止策等を検討し、その結果を職員に周知する。

### 6. 職員研修

職員に対し、虐待防止及び権利擁護に関する研修を年 1 回以上実施する。新規採用者に対しては、採用時又は採用後速やかに虐待防止に関する研修を実施する。

### 7. 虐待又は不適切支援を発見した場合

1. 利用者の生命又は身体に危険がある場合は、安全確保を最優先する。
2. 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した職員は、速やかに管理者又は虐待防止責任者へ報告する。
3. 障害者福祉施設従事者等による虐待が疑われる場合は、事実関係の確定を待たず、法令に基づき市町村へ通報する。
4. 関係者から必要な情報を収集し、記録を作成する。
5. 本人の安全とプライバシーを確保し、必要に応じて家族、相談支援事業所その他関係機関と連携する。
6. 事案を検証し、再発防止策を検討・実施する。

## 8．不適切支援の早期発見

虐待に至らない段階の不適切な言動や支援についても、早期に気づき、相談・報告・改善できる体制を整える。職員個人を責めるだけでなく、業務量、職員配置、支援方法、環境等の背景要因も検討する。

## 9．利用者等からの相談

利用者及び家族等から虐待、不適切支援その他権利侵害に関する相談があった場合は、内容を丁寧に確認し、相談したことを理由として不利益な取扱いを行わない。

## 10．記録及び秘密保持

虐待防止委員会、研修、相談、通報、事案対応及び再発防止に関する記録を適切に作成・保管する。関係者の個人情報及びプライバシーの保護に十分配慮する。

## 11．指針の見直し

本指針は年1回以上内容を確認し、委員会、研修、事案の検証及び関係法令等の変更を踏まえ、必要に応じて見直す。

策定日：令和8年9月16日

特定非営利活動法人くるくるネット

就労継続支援B型事業所 クルハウス